

【新・地方自治 2007:No.2】

税源偏在の是正策(1)

今回の地方分権改革で税財源問題は、極めて重要な課題である。権限移譲、関与等規律密度の大幅な緩和とともに、税源の地方自治体への移譲が必要となるからである。しかし、その際に、必ず問題となるのは税源の偏在問題である。税源を地方自治体に移譲しても、税を生み出す地域力に乏しい地方自治体では逆に格差が拡大し、大都市部に有利な結果だけがもたらされる。それでは、地域間の格差は拡大し、地方自治体の自立は実現しない。

税源の偏在を如何に是正するかは、地方分権を進める際に大きな課題となる。

税源偏在という場合の「税源」には大きく分けて三つの意味合いがある。第一は、税を生み出す前提となる社会環境たる地域力、第二は、地域力を税収に結び付ける制度のあり方、第三は、結果として生じてくる税収の実態である。

地方分権改革の真の目的は、国の関与や国からの規律密度を改善し、地域力の多様化と自立を実現することで、第1番目の税源たる意味の偏在を是正することにある。しかし、その実現を待ってから税源を地方に移譲するのでは、地方分権の取組は進展しない。まず、第三の結果としての税収の偏在を可能な限り是正する必要がある。その為の中心となる手法は、税制の見直しと地方間の財源調整制度の改革である。

税制の見直しでは、具体的には消費税と地方法人課税の税源交換、消費税や地方法人課税の清算方法の見直し、自動車関係税の非目的税化による地方税化などいくつかの選択肢が存在する。その中で、消費税と地方法人課税の税源交換とは具体的には、清算後の地域間偏在が小さい消費税(2005年度偏在度1人当たり税収2.0倍、東京集中度14.1%)1%分を国税から地方の税に移し、地域間偏在が大きい地方法人課税(同6.5倍、同25.8%)の消費税1%分に相当する地方法人課税約2.6兆円を国税に移す方法である。国税に移行する地方法人課税については、都道府県税、市町村税の2005年度決算額比率で計算し、地方に移す消費税については現行の清算方式によって計算すると、市町村税収も含めた都道府県全体の税収は、7都県で減となる一方で39道府県では増となる。一番大きく減少するのは東京都で3000億円強、次に愛知県の700億円弱、一番大きく増加となるのは北海道の600億円弱、次いで埼玉県の250億円強となり、税収の偏在が緩和される。これを市町村と都道府県に分けてみると、市町村分では極一部を除き全てが税収増となる一方で、都道府県分では30都府県で減少となり、税収が都道府県分でも増加するのは、17道県となる。

以上の消費税と地方法人課税の税源交換は、清算後に偏在の少ない消費税を地方に厚くすることで税源偏在を緩和すると同時に、景気に左右されづらい消費税を地方に厚くすることで基礎的サービスの税源を安定的にする役割を果たす。

しかし、こうした方法に対して偏在の少ないのは清算後の消費税であり、清算前の消費税収は地方法人課税同様に偏在が大きく、地方法人課税に清算を行うことによって地域偏在を是正するという選択肢も提示されている。次回は、この方法について整理してみる。